

[事案 23-38] 年金支払請求

・平成 23 年 8 月 16 日 裁定終了

<事案の概要>

年金一括受取金額と受取日が加入当時の保険会社の確認文書（および営業担当者の説明）と異なっていることに納得できないとして、文書どおりに年金一括受取金を支払って欲しいと申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 11 年、本社相談窓口にて個人年金保険に関する希望条件を伝え、該当する保険商品があれば契約したい旨相談したところ、後日、営業担当者が訪問してきて、「年金一括受取金の確定額は 336 万円で、その受取日は保険料払込終了日である」等との提示を受け、同年 11 月に個人年金保険（受取期間 10 年の確定年金、保険料年払）に加入した。

しかし、送られてきた保険証券に、年金一括受取金額、同受取日の記載がなかったことから、保険会社に請求し、営業担当者の口頭説明の内容を確認するための書面（平成 13 年 1 月、以下「保険内容確認文書」）の交付を受けたが、その内容は営業担当者の説明と同一であった。

以降、同保険を継続し、平成 22 年 11 月に保険料払込みが終了し、保険会社に照会したところ、回答文書（平成 23 年 1 月、以下、「保険会社回答文書」）の内容は、保険会社の保険内容確認文書の記載内容（営業担当者の説明）と異なり、年金一括受取金の確定額は 331 万円で、受取日は保険料払込終了日（平成 22 年 11 月）ではなく、同払込満了日（平成 23 年 11 月）であると言われた。

下記（1）、（2）により納得できないので、営業担当者の口頭説明と契約直後の保険内容確認文書の内容（年金一括受取金は 336 万円、受取日は保険料払込終了日）は同じであり、確認文書に記載されたとおり、年金一括受取額 336 万円を保険料払込終了時（同 22 年 11 月）に支払ってほしい。

また、年金一括受取りを繰り延べた場合の算定起点日は、保険料払込終了日（平成 22 年 11 月）とすべきである。

- （1）平成 13 年 1 月に相手方会社から送付された「保険内容確認文書」には、一括受取金額は 336 万円で、保険料払込終了時に受け取れると記載されている。
- （2）保険会社からの回答文書（平成 23 年 1 月）においても、年金一括受取日として平成 22 年 11 月以降と明記されている。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求には応じることはできない。

- （1）保険契約は附合契約であるから、年金の支払いは約款に従った取扱いしかできない。申立人提出の保険内容確認文書は加入後に交付した文書であり、申し込み前の説明が誤っていたことを裏付ける資料がないため、不法行為にもとづく損害賠償をすべき根拠は認められない。
- （2）申立契約約款の規定に従うと、年金契約の年金の一括支払については、その金額を将来

の年金の現価に相当する金額と定めており、計算した年金一括受取額は 331 万円である以上、これと異なる支払いはできない。

- (3) 一括受取日を回答した回答文書は、平成 23 年 1 月のものであり、平成 23 年に送付されたものであることからしても、同文書の「11 月 12 日以降でのお支払い」という記載が、「平成 22 年 11 月 12 日以降のお支払い」を意味するとは通常考え難く、申立人の主張は書面の誤読によるものである。

＜裁定の概要＞

申立人の年金支払請求の法律的根拠は必ずしも明確ではないが、裁定審査会では、①保険会社の保険内容確認文書により契約内容が年金一括受取金額 336 万円に変更され、繰延日の起算点が平成 22 年 11 月 12 日となったとの主張、②本来の受取額 331 万円余と 336 万円との差額につき、保険会社の虚偽説明による不法行為に基づく損害賠償請求の主張と解し、申立書、答弁書等の書面にもとづき審理した。

その結果、下記のとおり、申立内容を認めることができないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書により理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

1. 契約内容について

- (1) 保険契約は附合契約^{【注】}であり、約款の規定に従うことから、年金一括受取金額も約款に基づいて定められるが、申立契約の約款では、年金の一括支払いについては、その金額を将来の年金の現価に相当する金額と定めており、本件契約において計算した年金一括受取額は 331 万円（配当金は除く）となり、これと異なる金額を支払う義務は保険会社にはない。

【注】附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことで、相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。

- (2) 申立人の主張するとおり、契約締結後に保険料払込終了時における年金一括受取金額についての保険会社の説明に誤りがあったとしても、保険会社の事務担当者の説明に誤りがあったにすぎず、申立人と保険会社との間で、約款とは異なる変更の合意が認められるためには、合意文書等明確な意思の合致を推認させる証拠が必要である。保険内容確認文書のみでは、いまだ確定的な契約変更の意思の合致を認めることはできず、一括受取金の金額につき当事者間で約款と異なる合意が成立したとは認められない。

2. 不法行為に基づく損害賠償請求について（民法 709 条、715 条）

本件では、契約締結時に年金一括受取金額について虚偽の説明があったとの事実は認定できず、事後的な契約者からの問合せに対する保険会社の回答が誤りを含んでいたとしても、そのことにより保険会社が約款に基づく受取金額を受領する申立人の権利を侵害したとはいえないことから、保険会社に不法行為は成立しない。

3. 年金一括支払金の繰延日の起算点について

下記理由により、年金一括支払金の繰延日の起算点が平成 22 年 11 月 12 日であるとの

申立人の主張は認められない。

- (1) 年金一括支払金の繰延日の起算点も約款に基づいて定められており、本件約款によれば、年金の一括支払いは年金支払開始日以降と規定されていることから、一括支払金の繰延日の起算点は、年金支払開始日である平成 23 年 11 月 12 日となる。
- (2) 申立人は、保険会社回答文書（平成 23 年 1 月 21 日付）の文言を理由に、年金一括支払金の繰延日の起算点を平成 22 年 11 月 12 日とすることを求めているが、申立人と保険会社との間で、約款とは異なる変更の合意が認められるためには、合意文書等明確な意思の合致を推認させる証拠が必要であり、同回答文書は、いまだ確定的な契約変更の合意をした文書と認めることはできない。